



Makuake

株主の皆さまへ

株主総会当日における株主さまご自身の体調等をご勘

案の上、ご来場いただきますようお願いいたします。

また、お土産のご用意はありません。

第13期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年12月11日（木曜日）午後1時
[受付開始 午後0時30分予定]

開催場所

東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR（2/3）

目次

第13期定時株主総会招集ご通知……………	5
株主総会参考書類……………	8
事業報告……………	15
計算書類……………	30
監査報告書……………	32

Vision

生まれるべきものが生まれ
広がるべきものが広がり
残るべきものが残る世界の実現

Mission

世界をつなぎ、
アタラシイを創る

今、生まれているもの、広がっているもの、残っているものは、世界中で日々、誰かによって
取捨選択されているものです。ただ、その取捨選択の決定が、拡大一辺倒な資本主義の論理や、
一部の強力な政治の論理などによりのみ決定することが益々増え、

本当に生まれるべきものが生まれ、広がるべきものが広がり、残るべきものが残っているかという、
残念ながら大きくかけ離れているのが今の世界だと思います。皆が自分の力を、望むものの誕生や
広がりや残していくことに、もっともっと投入していくことができれば、

生まれるべきものが生まれ、広がるべきものが広がり、残るべきものが残る世界は

実現していくと我々は考えており、そのために、もっともっと世界はつながれるはずだと信じています。
我々が目指すビジョンの実現のために、これからも我々は世界をつなぎ、アタラシイを創り続けます。

マクアケが展開する事業

「Makuake」にて新商品やサービスのデビューを支援するのみならず
企画開発段階（Plan フェーズ）や一般販売段階（Growth フェーズ）における課題解決を支援し、
事業者の更なる挑戦と事業成長を継続的にサポートします。



株主の皆さまへ



Vision

マクアケが実現したいこと

生まれるべきものが生まれ

広がるべきものが広がり

残るべきものが残る世界の実現



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第13期定時株主総会招集ご通知をお届けします。創業以来、数多くの挑戦する事業者と関わる中で、私たちに寄せられるご要望はより複雑で戦略的なものへと変化しています。

そんな中、当社の提供できる価値をより磨き、肉付けていくために、収益力を高めることに集中し、2025年9月期は売上高の増加とコストの最適化という両面の取り組みを展開した結果、再び黒字への転換を達成しました。

同時に、当社が「挑戦者の事業成長パートナー」として、事業者が次々と挑戦しつづけることに貢献できる企業へ進化をするため、未来に向けた着工も開始しています。

世の中の生活者の趣味嗜好の多様性は年々広がっています。何を手に入れ、何を使い、どのように時間を過ごしていくのかということに対して、誰もが自分らしく便利で豊かで楽しい日々を過ごすためには、世の中に散らばる様々な才能をもつ無数の事業者の挑戦は不可欠です。

しかしながら、今の世の中はそんな事業者たちが挑戦しやすい環境なのか、流通構造なのか、マーケティング手法が存在しているのか、その他にも必要なサポートが揃っているのかという問いに対しては合格点を付けられる社会ではないと考えています。

我々もその問いに対して完璧にできていない提供レベルだと痛感していますが、その理想の目線を絶対に下げることなく、「挑戦者の事業成長パートナー」として世の中を幸せにできる挑戦とともに育てていける存在になるべく、我々自身の挑戦を続けていきたいと思っています。

一つ一つその積み重ねと前進によって我々のビジョンである「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」に近づいていくものだと思っています。是非とも、引き続き株主の皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 中山 亮太郎

株主の皆さまへ



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第13期定時株主総会招集ご通知をお届けします。2025年9月期、当社は通期での黒字化を達成し、収益基盤の健全化と経営の安定性を確立することができました。これにより、将来に向けた持続的な成長のための投資と挑戦を可能にする土台を築くことができたと考えています。

また、当社は、2027年9月期までを対象とする中期経営計画の中で当社が対象とする市場を「オンライン0次流通市場」にとどまらず、国内小売市場全般へと再定義しました。事業者への提供価値を従来以上に幅広く拡張するべく、Makuakeに集まるユニークなユーザーインサイトデータを活用した「Makuakeインサイト」の提供を開始するとともに、Makuakeの後の一般販売への拡張を支援するべく、大手ECモールにおける「Makuake STORE」も開始しています。これにより、事業者へのより幅広い価値提供の実現と、生活者に対しての豊かな消費体験の提供を実現するとともに、新たな収益モデルと事業機会の拡大に取り組んでいます。

これらの挑戦は、当社のビジョンである「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」に向け、「挑戦者の事業成長パートナー」として事業者が創り出す新しい価値を生活者に届ける循環を支え、ビジョンの実現により一層近づいていくために重要な取り組みと考えています。

2024年12月からの経営変革への取り組みをより一層強固なものにし、更なる成長を実現するべく次の一年も社員一同精進していきます。

引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 木内 文昭

株 主 各 位

証券コード 4479
2025年11月21日
(電子提供措置の開始日2025年11月17日)
東京都目黒区青葉台三丁目 1 番12号
株式会社マクアケ
代表取締役社長 **中山 亮太郎**

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第13期定時株主総会招集ご通知」及び「第13期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.makuake.co.jp/ir/information/shareholdersmeeting/>
東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(東証上場会社情報サービス) 上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード（4479）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、6 頁及び7 頁に記載のご案内に従って、2025年12月10日（水曜日）午後7 時00分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2025年12月11日（木曜日）午後1 時（受付開始：午後0 時30分予定）
2 場 所	東京都港区赤坂一丁目8 番1 号 赤坂インターシティAIR 4 階 赤坂インターシティコンファレンス the AIR（2 / 3）
3 目的事項	報告事項 第13期（2024年10月1 日から2025年9 月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1 号議案 監査等委員でない取締役4 名選任の件 第2 号議案 補欠の監査等委員である取締役1 名選任の件 第3 号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
4 議決権行使についてのご案内	6 頁及び7 頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正前後の内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項の内、「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主さまにお送りする書面には記載していません。なお、当該書面は監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

議決権行使についてのご案内

議決権は、3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットを通じて議決権を行使される場合

7 頁に記載のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月10日（水曜日）
午後7時00分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年12月10日（水曜日）
午後7時00分到着分まで



株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年12月11日（木曜日）午後1時（受付開始:午後0時30分予定）

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社○○○ 御中  ○年○月○日  株式会社○○○	株主番号 議決権行使回数 股 <table border="1" style="width: 100%; height: 150px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																			お 願 い 1.  2.  3.  4.  



株式会社○○○

第1号議案について

- 全員賛成の場合 >> **〔賛〕** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **〔否〕** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **〔賛〕** の欄に○印をし、反対する候補者の番号を○記入ください

第2号議案・第3号議案について

- 賛成の場合 >> 「**賛**」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「**否**」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

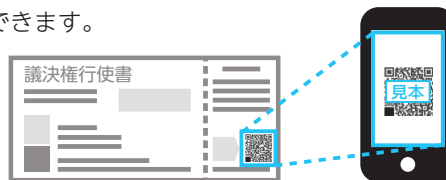
インターネットによる事前の議決権行使のご案内

スマートフォン等による「スマート行使®」の手順

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP ① QRコード®を読み取る

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



STEP ② 画面の案内に従って賛否をご入力ください

スマート行使®による方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、下記の「パソコンによる議決権行使の手順」をご確認ください。

パソコンによる議決権行使の手順

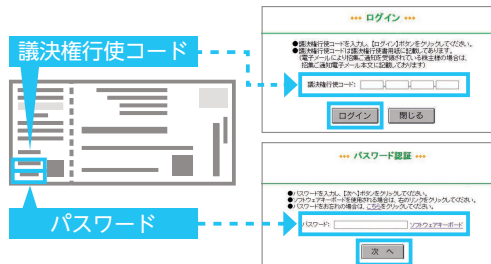
STEP ① ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL : <https://www.web54.net>

ウェブ行使

STEP ② 「議決権行使コード」を入力してログイン

「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。



STEP ③ 「パスワード」を入力して次へ

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

STEP ④ 画面の案内に従って賛否をご入力ください

パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (3) インターネットを通じて議決権を行使する際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名諮問委員会に諮問した上で取締役候補者を決定しています。また、監査等委員会は、各候補者が当社の取締役として適任であると判断しています。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	当社における 地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	2025年9月期の 取締役会出席状況
1	なか やま りょう た ろう 中山 亮太郎	代表取締役社長	12年7か月	100% (13回)
2	き うち ふみ あき 木内 文昭	代表取締役	12年7か月	100% (13回)
3	なか やま ごう 中山 豪	取締役	10年4か月	100% (13回)
4	かつ や ひさし 勝屋 久	社外取締役	7年9か月	100% (13回)

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

なか やま

中山

りょう た ろう

亮太郎

(1982年4月11日生)

所有する当社の株式数…444,500株

担当……… 特命推進室、内部監査室

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2006 年 4月 株式会社サイバーエージェント入社
2010 年10月 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ出向
2013 年 5月 当社代表取締役社長（現任）
2018 年 6月 一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事（現任）

取締役候補者とした理由

中山亮太郎氏は、2013年5月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、Makuakeの事業展開をはじめ、当社の企業価値の向上に貢献してきました。また、特命推進室及び内部監査室の担当役員として、重要施策の推進とガバナンス強化を主導し、事業推進と内部統制の両面から組織をけん引しています。今後も、同氏がもつ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

き うち

木内

ふみ あき

文昭

(1979年2月19日生)

所有する当社の株式数…256,000株

プロジェクト推進本部、グロ
担当…ース本部、生態系事業本部、
マーケティング本部、コーポ
レート本部、開発本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002 年 4月 株式会社リクルートスタッフィング入社
2007 年10月 株式会社イノベーション入社
2009 年 1月 株式会社サイバーエージェント入社
2013 年 5月 当社取締役
2023 年 4月 経済同友会 幹事（現任）
2024 年12月 当社代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

木内文昭氏は、2013年5月の当社設立以来、共同創業者として、またMBA修了により培った見識をもとに、新規事業開発部門、経営管理部門及びデータ戦略部門の担当役員として成長をけん引してきました。2024年12月に当社代表取締役に就任後は、展開サービスの推進を統括し、事業成長をリードしています。今後も、コーポレート及び事業における同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3



再任

なか やま

中山 豪

(1975年11月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
担当…………… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1998 年 4月 住友商事株式会社入社
1999 年 8月 株式会社サイバーエージェント入社
2003 年12月 同社取締役
2006 年 4月 同社常務取締役
2015 年 7月 当社取締役（現任）
2020 年10月 株式会社サイバーエージェント 取締役 専務執行役員（現任）
2021 年 7月 株式会社リアルゲイト 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

中山豪氏は、2015年7月に当社取締役就任以来、上場企業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を活かし、取締役として当社の経営及び財務に対する助言及び意見をいただいています。当社の経営体制の更なる強化のために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

かつ や

勝屋 久

(1962年4月11日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
担当…………… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985 年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000 年 4月 IBM Venture CapitalGroup パートナー日本代表
2010 年 8月 勝屋久事務所設立 代表（現任）
2010 年10月 株式会社クエストラ 社外取締役（現任）
2012 年11月 ビジネス・ブレイクスルー大学 客員教授（現任）
2014 年 3月 株式会社アカツキ 社外取締役（現任）
2014 年 5月 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス復興会議（現：福岡県未来ITイニシアティブ理事会） 理事（現任）
2018 年 3月 当社社外取締役（現任）
2018 年 4月 エーゼロ株式会社（現：株式会社エーゼログループ） 社外取締役（現任）
2023 年12月 ジョフラ株式会社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

勝屋久氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役候補者としています。特に、組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、監督、助言をいただいています。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関与しています。当社の経営体制の更なる強化のため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山亮太郎氏、木内文昭氏及び中山豪氏の過去10年間及び現在の親会社及び当該親会社の子会社における業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりです。
 3. 社外取締役候補者勝屋久氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって7年9か月です。
 4. 勝屋久氏は社外取締役候補者であり、当社は、勝屋久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。本議案が承認され、勝屋久氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
 6. 当社は、勝屋久氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。

第2号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力については、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。



社外

独立

おお であ
大寺

まさ とし
正敏

(1960年10月28日生)

所有する当社の株式数……………0株
担当……………—

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983 年 4月 株式会社東京銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002 年 9月 三菱証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 商品開発企画部長
2009 年 6月 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員
2012 年 6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 執行役員
2012 年 6月 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 取締役
2014 年 6月 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 常勤監査役
2020 年 8月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 顧問
2020 年11月 アルジェブリス・インベストメンツ株式会社 非常勤監査役（現任）
2020 年11月 日精エー・エス・ビー機械株式会社入社 内部監査室長
2021 年12月 同社常勤監査役
2025 年 1月 モノグサ株式会社 常勤監査役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大寺正敏氏は、長年にわたり大手金融機関に在籍し、監査業務をはじめとする幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が補欠の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 大寺正敏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大寺正敏氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 大寺正敏氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。大寺正敏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大寺正敏氏は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議いただき今日に至っていますが、近年の会社法改正、コーポレートガバナンス・コード改訂等を背景に、上場企業を中心に監査等委員である社外取締役の役割及び需要が高まっていることから、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内と改めたいと存じます。

本議案は、当社と同業の国内企業を主なベンチマークとしつつ、当社の収益性及び財務状況、並びに経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると判断しています。現在の監査等委員である取締役は3名です。

以上

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス（本総会にて各候補者が選任された場合）

氏 名	当社における地位	企業経営	財務・会計・IR	法務・リスクマネジメント	グローバル事業	テクノロジー・データ活用	人事・企業文化創出	ESG・サステイナブル
中山 亮太郎	代表取締役	○	○		○		○	○
木内 文昭	代表取締役	○	○	○		○	○	○
中山 豪	取締役	○	○	○			○	○
勝屋 久	取締役 (独立社外)	○					○	○

事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」というビジョンのもと、「世界をつなぎ、アタラシイを創る」をミッションに掲げ、世にない新しいものを提供するプロジェクト実行者（事業者）と新しいものや体験を作り手の想いや背景を知った上で応援の気持ちを込めて購入するプロジェクトサポーター（生活者）をつなぐ応援購入サービスMakuakeを運営しています。

また、付随サービスとしてMakuake運用を通じて蓄積されている各種データを活用し事業者支援を行うMakuakeインサイトや企業等有する研究開発技術を活かした新事業の創出をサポートするMakuake Incubation Studio、Makuakeにおける応援購入金額の拡大をサポートする広告配信代行、プロジェクトサポーターが安心して応援購入できる場や機会を提供する安心システム制度、プロジェクトが終了した商品を各種ECサイトにて継続販売するMakuake STORE、全国各地の様々な業態のパートナー企業と連携しMakuake発の商品をリアル店舗で展示・販売するMakuake SHOP等を提供しています。

当事業年度（2024年10月1日～2025年9月30日）におけるわが国経済は、雇用や所得環境に対する各種政策効果もあり、緩やかに回復していましたが、円安や国際情勢による原材料価格の上昇、供給面での制約等に起因する物価上昇の継続が個人消費に影響を及ぼしていることや米国の通商政策による景気の下振れリスクが高まっていることから、依然として先行きは不透明な状況となっています。

このような状況のもと、当事業年度は引き続きアクティブプロジェクト件数の拡大よりも1プロジェクト当たりの単価の向上に注力してきました。

プロジェクト実行者向けには、良質なプロジェクトの創出を促すため、大きな応援購入金額を目標とする優良なプロジェクト実行者を対象に応援購入金額最大化に向けたサポートをより仕組み化し、再現性を高めるほか、リピート実行者の新商品デビューを後押しするための特典提供や集客支援キャンペーン等を展開しました。また、当社が発行するプロジェクトサポーター向けクーポンに加え、プロジェクト実行者が提供するクーポンを適切なタイミングで配布できるようマーケティング施策の支援を強化し、プロジェクト単価の向上を図りました。

他方、プロジェクトサポーター向けには、サポーターからの評価とコメントをプロジェクト実行者紹介ページに表示する「レビュー」機能のアップデートや一度応援購入期間が終了したプロジェクトの中でプロジェクトサポーターからの人気が高く、1次流通市場への展開前に限定された数量がもう一度応援購入できるようプロジェクトを掲載する「アンコールプロジェクト」の実施等、応援購入体験の向上を進めました。更に、プロジェクトサポーターがより安心して応援購入できるようアフターサービスの提携先を広げ、応援購入後のサポート環境を拡充しています。

これらの施策により応援購入総額は前年同期比3.8%増加の17,221,652千円となりました。また、応援購入総額を含む提供サービス全体における取扱高は17,643,692千円となりました。

販管費については、広告宣伝費を中心に社内ROI基準に基づくコントロールを徹底し、不要なコストを積極的に精査すると同時に、費用対効果の向上を図ってきました。

その結果、当社の当事業年度における売上高は4,577,997千円（前事業年度比25.3%増）、営業利益は447,263千円（前事業年度は営業損失62,640千円）、経常利益は475,297千円（前事業年度は経常損失60,223千円）、当期純利益は407,256千円（前事業年度は当期純損失103,603千円）となりました。

② **設備投資の状況**

当事業年度において135,888千円の設備投資を実施しました。設備投資の主な内訳は、Makuakeサービスの新機能の追加のための開発に伴うソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の121,977千円です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

③ **資金調達の状況**

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額4,532千円の資金調達を行っています。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

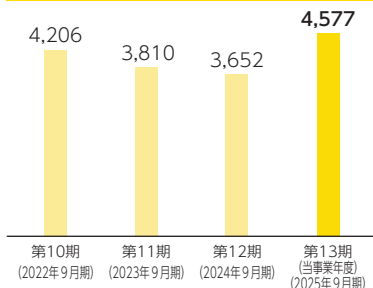
記載すべき重要な事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

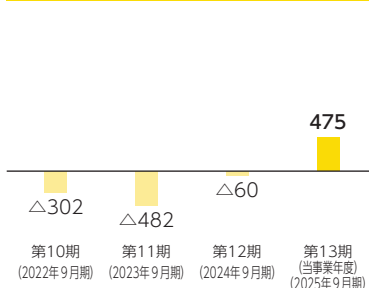
記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

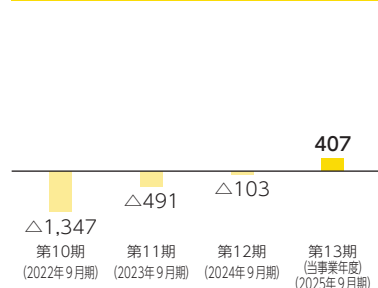
売上高 (単位：百万円)



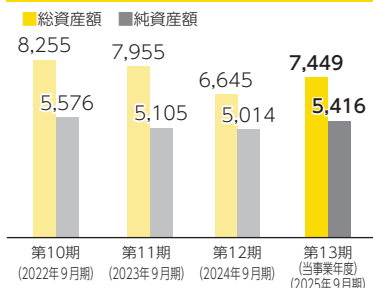
経常損益 (単位：百万円)



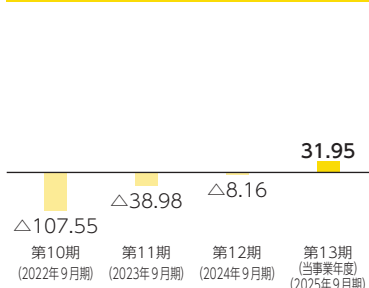
当期純損益 (単位：百万円)



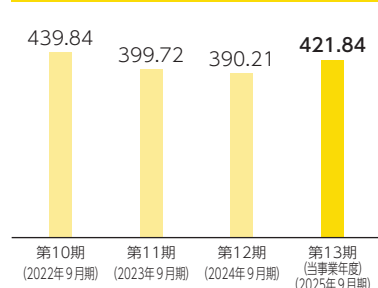
総資産額/純資産額 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第10期 (2022年9月期)	第11期 (2023年9月期)	第12期 (2024年9月期)	第13期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高	(千円)	4,206,839	3,810,185	3,652,808	4,577,997
営業損益	(千円)	△324,080	△489,032	△62,640	447,263
経常損益	(千円)	△302,562	△482,471	△60,223	475,297
当期純損益	(千円)	△1,347,356	△491,076	△103,603	407,256
1株当たり当期純損益	(円)	△107.55	△38.98	△8.16	31.95
総資産額	(千円)	8,255,134	7,955,211	6,645,875	7,449,638
純資産額	(千円)	5,576,349	5,105,816	5,014,519	5,416,509
1株当たり純資産額	(円)	439.84	399.72	390.21	421.84

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年9月30日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社サイバーエージェント	7,654	50.94	役員の兼任 データ分析ツールの運用業務 広告・プロモーション業務

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

2025年9月期において、当社と親会社グループとの主要な取引は以下のとおりです。

親会社との取引のうち、「広告・プロモーション業務」は、Makuakeにおける応援購入金額の拡大を目的とした広告配信代行サービスの業務を委託しています。

上記取引のうち継続する取引については、適正な取引条件の確保に努めています。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターのリピー特利用の向上

当社が成長を維持するためには、より多くのユーザーが継続的に利用しているプラットフォームであり続けることが重要であると認識しています。プロジェクト実行者に対しては、プロジェクト掲載における満足度を高めていくとともに、プロジェクト終了後も振り返り等を通じて継続的にコミュニケーションをとり、次の新商品や新サービスの構想を支援することでプロジェクト実行者のリピー特利用を促していきます。プロジェクトサポーターに対しては、応援購入のマイナス体験を可能な限りゼロにしつつ、質がよく、魅力あるプロジェクトの掲載を続け、体験向上を図るとともに、クーポンやメールマガジンをはじめとする各種CRM施策に加え新機能開発を進め、繰り返しプラットフォームを利用したくなる仕組みを作ることによってプロジェクトサポーターのリピー特利用を促進していきます。

② 優秀な人材の確保と育成

当社が今後も継続的に成長するためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しています。特にキュレーター人材及び審査人材は質の高いプロジェクトの掲載において非常に重要であり、キュレーター部門のプロジェクトコンサルティング体制及び審査部門のプロジェクト審査体制は他社が短期間で真似することのできない大きな参入障壁になっているため、当該部門の人材を確保し、育成することは当社の

人的資本の蓄積につながると考えています。引き続き適切な採用活動を行い、優秀な人材を確保していくとともに、社内における教育体制の強化に取り組んでいきます。

③ 審査強化、モニタリング体制及び返金制度によるトラブル発生防止への対応

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、プロジェクトサポーターが安心して利用できるプラットフォームの体制を持続することが重要な課題であると認識しています。そのため、プロジェクト掲載前の事前の審査体制、プロジェクト掲載から送付までのモニタリング体制及び一定期間内にリターンが未着であり、かつプロジェクト実行者から返金されない場合における当社からの返金制度を構築し、トラブル発生防止に努めています。

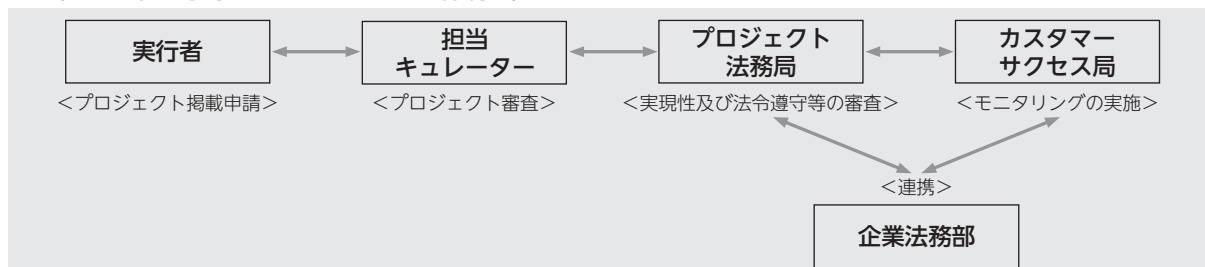
事前の審査においては、担当キュレーターにおけるプロジェクトチェック体制に加え、プロジェクト法務局の審査専門チームによる審査を合わせて実施しています。審査においては、Makuake基本方針及びMakuake品質基準を定め、プロジェクト掲載基準を明確にするとともに、審査項目として、社内ガイドライン・マニュアル等を整備し、全プロジェクトにおいてカテゴリー別の審査項目に基づき、実現性や法令遵守、プロジェクト実行者の評価、リターンにかかる実現可能性等に留意した審査・チェックを実施することにより、プロジェクトが適切に実行されないリスクの低減に努めています。

プロジェクト掲載から送付までの状況については、カスタマーサクセス局においてモニタリングを実施し、案件に応じてプロジェクト法務局及び企業法務部に連携することにより、配送が適切に実行されないリスク低減に努めています。

また、プロジェクトサポーターがより安心して応援購入を検討できる環境整備の一環として、プロジェクト実行者に対するレビュー機能のアップデートを実装し、継続的に改善しています。応援購入したプロジェクトサポーターの具体的な声とプロジェクト実行者の対応を可視化することで、応援購入プロセスの透明性向上及びトラブルの発生防止につながるユーザー体験の提供に努めています。

上記審査体制、モニタリング体制及び返金制度については、今後も改善に努め、トラブル発生防止に注力していく方針です。

(2025年9月期審査・モニタリング体制図)



④ 業務の効率化

④-1 プロジェクト審査の効率化

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、ユーザーが安心して利用できるプラットフォームであり続けるために、プロジェクトの審査体制を構築し継続的な改善に努めています。そのため、常にプロジェクトの審査項目や体制を改善し続けており、審査を強化することによる審査工数の増加はプロジェクト審査を担当するプロジェクト法務局のみならず、コンサルティングを行うキュレーション局の生産性に影響を与える重要な課題であると認識しています。プロジェクト法務局は、審査項目の見直しを行う際にキュレーション局をはじめとする関連部署全体の業務フローを検討し、定型化・システム化が可能な部分についてはフォーマットの運用や開発本部との連携を行うことにより審査工数の増加を最小限に抑える調整をしています。更に、日々進化するAIを活用することで、審査の効率化に加え、判断基準の標準化による回答の再現性・一貫性の向上にも努めています。引き続き、効率的なプロジェクト審査体制の強化に取り組んでいきます。

④-2 オペレーションシステム開発の強化による効率化

当社は、プロジェクト実行者が利用する各種システムや社内オペレーションシステム等の整備・強化が重要な課題であると認識しています。AI等の技術を積極的に活用することで各種オペレーション関連システムを整備・強化し、プロジェクト実行者における利便性向上や自動化機能の拡充を図るとともに社内業務の効率向上を目的とした社内オペレーションシステムの整備・強化をしていきます。

⑤ サービスシステム開発への投資

当社は、MakuakeのWEB及びアプリサービスにおける新機能開発やMakuake関連サービスのシステム開発が重要な課題であると認識しています。引き続き、Makuakeを中心とした関連サービスのシステム開発に投資を進め、Makuakeの生態系拡大を図っていきます。

⑥ 集客のための広告投資

当社の更なる成長のためには、Makuakeの認知度向上やブランド力強化が重要な課題であると認識しています。そのため、今後も適切な広告手段を活用した継続的な広告投資を推進し、プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターの獲得に取り組んでいきます。

⑦ メディア力強化及びマッチング力強化

新商品や新サービスに特化したマーケットプレイスであるMakuakeは、新商品や新サービスに関する情報が集まっているメディアとして多くのプロジェクトサポーターやメディア関係者に認識され、毎日訪れるメディアとしても利用されています。単純にものを買う場所としてではなく、毎日訪れ、楽しむ中で応援購入してもらうために、Makuakeのメディア力強化及びマッチング力強化が重要な課題であると認識してい

ます。引き続き、まだ一般流通に出回る前の良質な新商品や新サービスの発掘、掲載を継続し、プロジェクトを通じてMakuakeを訪れたユーザーに良質な情報を提供することでメディア力を強化すると同時に、検索機能やレコメンド機能、サイトのUI（ユーザーインターフェイス）及びUX（ユーザーエクスペリエンス）等の機能改善、新機能開発を進め、プロジェクトサポーターの趣味嗜好に合った新商品や新サービスとのマッチング精度を上げていきます。

⑧ エリア展開の強化

現在、当社は東京本社以外に、大阪府、石川県、愛知県、広島県、福岡県及び韓国ソウルに拠点を構えています。国内外における事業者へのリーチ及びプロジェクト実行者との連携を強化するために拠点の更なる増設が重要な課題であると認識しています。今後は、国内及び海外に新たな拠点を構え、事業者へのブランド認知向上に注力するとともに掲載プロジェクトの更なる拡大に取り組んでいきます。

⑨ システムの安定性確保

当社はインターネットを通じてサービスを提供しており、システムの安定的な稼働及び何らかの不具合が発生した際の適切な対応が重要であると考えています。今後も事業規模の拡大に応じ適切な開発投資を行い、システムの整備・強化を進め、システムの安定性確保に努めていきます。

⑩ 情報管理体制の強化

当社は、個人情報情報を保有しており、また顧客企業の新商品や新技術等の機密情報を取り扱うこともあるため、情報管理が重要な課題であると認識しています。今後も引き続き、社内規程の厳格な運用、役職員に対する定期的な社内教育の実施に加え、情報管理に関する理解の定着を目的としたテスト形式のeラーニングの定期受講を実施すると同時に、セキュリティシステムの整備・強化に取り組み、より強固な情報管理体制の運用徹底を図っていきます。

⑪ 内部管理体制の整備

当社の更なる成長のためには、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しています。今後も事業上のリスクを適切に把握・分析した上で、社内諸規則や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等、適正な内部管理体制の整備に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事業内容	主な商品
応援購入サービス事業	アトラシイものや体験の応援購入サービス「Makuake」の運営

(6) 主要な拠点等（2025年9月30日現在）

当社	本社：東京都目黒区
	営業所：石川県金沢市
	営業所：愛知県名古屋市
	営業所：大阪府大阪市
	営業所：広島県広島市
	営業所：福岡県福岡市
	営業所：大韓民国ソウル特別市

(7) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
152名（3名）	△13名（△3名）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 39,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,748,473株
- ③ 株主数 9,411名
- ④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サイバーエージェント	6,485,000	50.87
中山亮太郎	444,500	3.49
楽天証券株式会社	301,200	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	272,500	2.14
木内文昭	256,000	2.01
長谷川佳奈	236,500	1.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	229,000	1.80
KSK ANGEL FUND, LLC	228,100	1.79
平田智秋	180,000	1.41
JPモルガン証券株式会社	125,601	0.99

- (注) 1. 発行済株式の総数は自己株式数227株を除いています。また、株主数は自己名義を除いています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 亮太郎	特命推進室 内部監査室	一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事
代表取締役	木内 文昭	プロジェクト推進本部 グロース本部 生態系事業本部 マーケティング本部 コーポレート本部 開発本部	経済同友会 幹事
取締役（非常勤）	中山 豪	—	株式会社サイバーエージェント 取締役 専務執行役員 株式会社リアルゲイト 取締役
社外取締役	勝屋 久	—	勝屋久事務所 代表 株式会社クエステトラ 社外取締役 ビジネス・ブレークスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県未来ITイニシアティブ理事会 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役 ジオフラ株式会社 社外取締役
社外取締役 （常勤監査等委員）	芦田 千晶	—	—
社外取締役 （監査等委員）	串田 規明	—	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	大山 陽希	—	大山総合会計事務所 代表 株式会社ギミック 監査役 株式会社oy&co. 代表取締役

- （注）1. 坊垣佳奈氏、生内洋平氏及び馬淵邦美氏は、2024年12月12日開催の第12期定時株主総会終結時をもって、任期満了により監査等委員でない取締役を退任しました。
2. 取締役の勝屋久氏、芦田千晶氏、串田規明氏及び大山陽希氏は、社外取締役です。
3. 監査等委員である取締役の芦田千晶氏及び大山陽希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査等委員である取締役の串田規明氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、社外取締役の勝屋久氏、芦田千晶氏、串田規明氏及び大山陽希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 当社は、常勤役員会等定時のガバナンス体制強化のために、芦田千晶氏を常勤監査等委員に選定しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、取締役（監査等委員）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、これらの相続人及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年11月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬及び業績連動型金銭報酬）及び非金銭報酬により構成しています。具体的には、①監査等委員でない取締役のうち社内取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬及び業績連動型金銭報酬）及び非金銭報酬により、②監査等委員でない取締役のうち社外取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）及び非金銭報酬により、また、③監査等委員である取締役の報酬については、監督機能を担うその職務に鑑み、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）のみにより、それぞれ構成することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです（なお、下記のとおり、一部については2025年10月28日開催の取締役会において変更する決議をしています。）。

a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

b. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役のうち、社内取締役を対象とした業績連動型金銭報酬については、事業年度ごとの会社業績向上に対するインセンティブを与えるため、各事業年度における取扱高、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等のうち、あらかじめ定められた業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて、支給の有無及び金額を決定するものとしています。

※2025年10月28日開催の取締役会において、業績連動型金銭報酬を廃止する決議をしました。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるため、非金銭報酬等として譲渡制限株式又はストック・オプションを付与するものとしています。非金銭報酬等については、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案してその支給の有無、額及び数を決定の上、支給するものとしています。

- d. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬としての毎月の固定報酬の支給を原則としつつ、役位、職責、社会情勢等の考慮要素を踏まえ、非金銭報酬等の割合を決定しています。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としています。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重するものとしています。なお、非金銭報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

- f. その他重要な事項

当社は、報酬諮問委員会を設置しており、報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役から選任される３名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めています。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としています。取締役の報酬を決定するにあたっては、一般株主の利益保護の視点からの意見を多方面から得るため、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬を決定するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	61,638 (6,070)	61,600 (6,070)	－ (－)	38 (－)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,330 (14,330)	14,330 (14,330)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	75,968 (20,400)	75,930 (20,400)	－ (－)	38 (－)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 上記の取締役（監査等委員を除く）の支給人員には、2024年12月12日開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名（うち、社外取締役は1名）を含んでいます。
3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、年額20,000万円以内（うち、社外取締役年額1,200万円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 取締役会は代表取締役社長中山亮太郎氏に対し、監査等委員でない各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、決定に際しては、半数以上を社外取締役とする任意の報酬諮問委員会における答申の内容を尊重することとしています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	勝屋 久	勝屋久事務所 代表 株式会社クエストラ 社外取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県未来ITイニシアティブ理事会 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役 ジオフラ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 (常勤監査等委員)	芦田 千晶	－	－
取締役 (監査等委員)	串田 規明	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	大山 陽希	大山総合会計事務所 代表 株式会社ギミック 監査役 株式会社oy&co. 代表取締役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 勝屋 久	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席しています。取締役会では主に組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、積極的に意見を述べており、特に組織の在り方及び従業員エンゲージメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しています。
取締役（常勤監査等委員） 芦田 千晶	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に、常勤役員としても、社内の重要な会議に出席し、財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 串田 規明	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主にリスクやトラブルにおける知見及び弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特にリスクマネジメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 大山 陽希	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に決算期における財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。

計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,589,893
現金及び預金	4,656,141
プロジェクト預り用預金	1,313,565
売掛金	499,506
前払費用	69,710
その他	58,335
貸倒引当金	△7,365
固定資産	859,745
有形固定資産	13,432
建物	21,452
減価償却累計額	△15,661
建物（純額）	5,790
工具、器具及び備品	41,173
減価償却累計額	△33,532
工具、器具及び備品（純額）	7,641
無形固定資産	730,029
ソフトウェア	682,713
ソフトウェア仮勘定	47,316
投資その他の資産	116,283
投資有価証券	0
出資金	330
敷金及び保証金	20,282
繰延税金資産	95,670
その他	7,537
貸倒引当金	△7,537
資産合計	7,449,638

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,978,755
未払金	429,680
未払費用	24,892
未払法人税等	69,510
預り金	1,310,554
前受金	8,575
その他	135,542
固定負債	54,374
退職給付引当金	3,029
勤続インセンティブ引当金	51,344
負債合計	2,033,129
純資産の部	
株主資本	5,377,759
資本金	3,138,819
資本剰余金	1,832,375
資本準備金	1,832,375
利益剰余金	407,256
その他利益剰余金	407,256
繰越利益剰余金	407,256
自己株式	△692
新株予約権	38,750
純資産合計	5,416,509
負債・純資産合計	7,449,638

損益計算書 (2024年10月 1 日から2025年 9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	4,577,997
売上原価	1,142,380
売上総利益	3,435,617
販売費及び一般管理費	2,988,353
営業利益	447,263
営業外収益	28,539
受取利息	13
受取配当金	28
講演料等収入	470
助成金収入	1,000
受取補填金	23,647
紹介手数料	341
その他	3,038
営業外費用	505
為替差損	505
その他	0
経常利益	475,297
特別利益	9,803
新株予約権戻入益	9,765
その他	38
特別損失	59,954
減損損失	18,607
投資有価証券評価損	35,744
その他	5,602
税引前当期純利益	425,146
法人税、住民税及び事業税	50,043
法人税等調整額	△32,153
当期純利益	407,256

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月5日

株式会社マクアケ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 古 川 真 之
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクアケの2024年10月1日から2025年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月6日

株式会社マクアケ 監査等委員会
常勤監査等委員 芦田 千 晶 ㊞
(社外取締役)
監査等委員 串 田 規 明 ㊞
(社外取締役)
監査等委員 大 山 陽 希 ㊞
(社外取締役)

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR 4階

赤坂インターシティコンファレンス the AIR (2/3)

電話 03-5575-2201

交通

東京メトロ

銀座線
南北線

溜池山王駅

14番出口 より地下通路直結

9番出口 より徒歩約2分

千代田線
丸ノ内線

国会議事堂前駅

14番出口 より地下通路直結

9番出口 より徒歩約2分



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。